

条例個別指定制度の手引き

令和7年6月

名古屋市

◎ 本書において使用している省略語は、次のとおりです。

条 例	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年条例第43号）
規 則	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例施行細則（平成27年規則第42号）
法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法 令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法 規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則
NPO 法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
指定 NPO 法人	名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例第2条第2号に規定する指定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
市所轄法人	所轄庁が名古屋市である特定非営利活動法人
地方法	地方税法（昭和25年法律第226号）
地方規	地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）

(注) この手引きは、令和7年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

第1章 条例個別指定制度の概要.....	1
1 条例個別指定制度の概要.....	2
(1) 指定 NPO 法人とは.....	2
(2) 指定 NPO 法人になることによるメリット.....	2
(3) 指定の基準.....	2
(4) 欠格事由.....	3
(5) 指定の有効期間等.....	3
第2章 条例個別指定制度について.....	5
導入編	6
1 指定申出手続.....	7
2 事前チェックシート.....	8
解説編	23
1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続.....	25
(1) 指定を受けようとする場合.....	25
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	26
(3) 指定 NPO 法人の事業報告書等の提出義務.....	26
2 指定の基準の概要.....	33
(1) 指定の基準の概要.....	33
(2) 欠格事由の概要.....	35
3 指定 NPO 法人としての指定を受けるための基準.....	36
4 欠格事由.....	45
5 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会.....	48
(1) 審査会の役割.....	48
(2) 組織.....	48

6	指定 NPO 法人の税制上の措置	49
7	認定 NPO 法人制度との関係	50
(1)	認定 NPO 法人とは	50
(2)	特例認定 NPO 法人とは	50
(3)	認定 NPO 法人等になるための基準等	50
(4)	パブリック・サポート・テスト (PST) 基準	50
(5)	認定 NPO 法人と指定 NPO 法人の税制上の優遇措置	50
	<様式例>	51

第3章 指定NPO法人の管理・運営について..... 89

1	指定 NPO 法人の報告義務	90
(1)	事業年度終了後の事業報告書等の報告	90
(2)	助成金及び海外送金等の報告	91
(3)	変更の届出	92
(4)	解散の届出	92
2	指定 NPO 法人の情報公開	93
(1)	指定 NPO 法人の情報公開 (閲覧)	93
(2)	市の情報公開 (閲覧・謄写)	94
3	指定 NPO 法人に対する監督	96
(1)	指定 NPO 法人に対する報告及び検査	96
(2)	指定 NPO 法人に対する勧告、命令等	96
(3)	その他の事業の停止	97
(4)	指定 NPO 法人に対する指定の取消し	97
	<様式例>	99

第4章 指定NPO法人の合併について..... 115

1	合併法人に係る指定の基準の適用	116
---	-----------------	-----

(1) 合併によって設立された NPO 法人が申出を行う場合..... 116
(2) 合併後存続した NPO 法人が申出を行う場合..... 120
(3) 指定 NPO 法人の合併..... 123
<様式例>..... 126

Q&A 131

参考法令 143

